

重大な動物感染症に係る防疫連絡会議次第

日時 令和8年10月1日（木）

13時30分～14時30分

場所 広島県庁本館 102 会議室

WEB 併用形式（Zoom）

1 開会

2 内容

（1）直近の国内及び国外における重大な動物感染症の発生状況

（2）本県の取組状況

（3）発生予防対策の再徹底

3 閉会

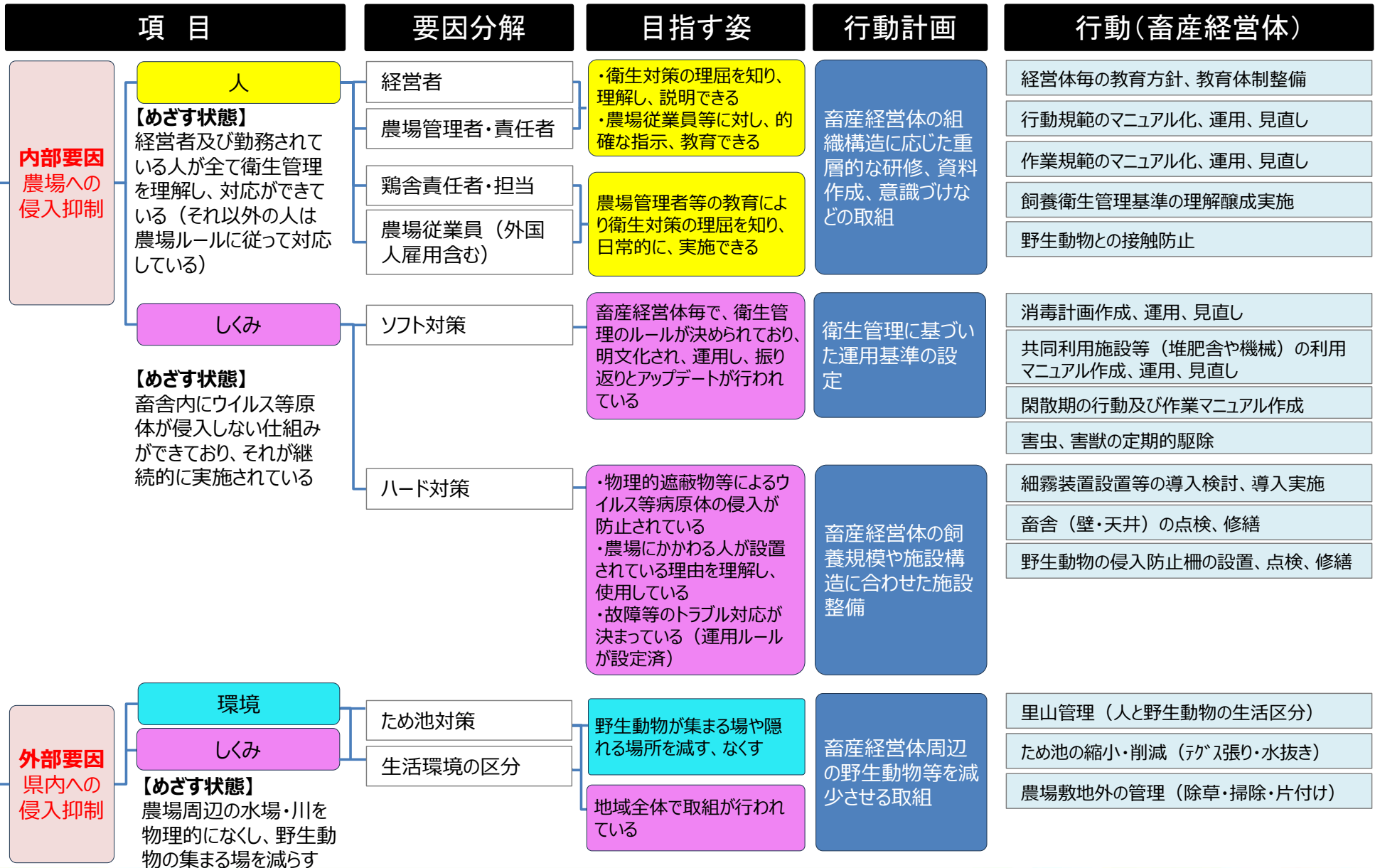
重大な動物感染症の発生予防に取り組む構造分析

『発生』＝『内部要因リスク（農場への侵入）』×『外部要因リスク（県内への侵入）』

リスクの
最小化に
より未発
生を目指
す

【めざす状態】
○環境中のウ
イルス等病原
体を減らす取
組みを行って
おり

○畜産経営体
において
①ウイルス等
病原体の侵入
が防止されて
おり
②ウイルス等
病原体の感染
経路が遮断さ
れており
③飼養してい
る家畜が健康
に飼育されて
いる状態



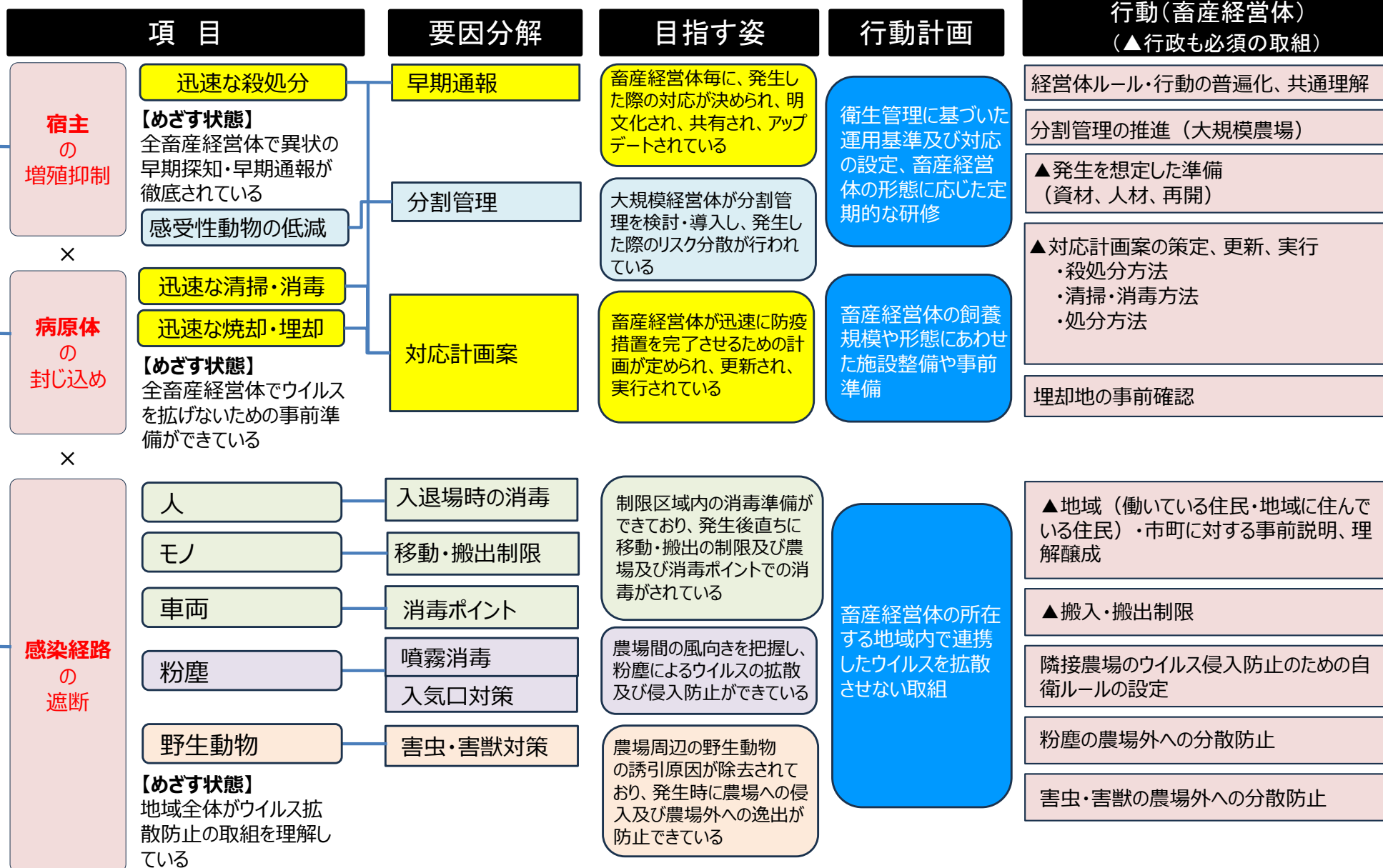
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止に取り組む構造分析

『まん延』＝ウイルスの増殖（『宿主』×『病原体』）×ウイルスの拡散（『感染経路』）

リスクであるウイルスの増殖及び拡散防止によりまん延の最小化をめざす

【めざす状態】
○畜産経営体が所在する地域において、防疫措置への理解が醸成されており

○畜産経営体において、
①発生した際の迅速な防疫措置の準備ができており
②防疫措置時にウイルスを拡散させない準備ができていない状態





重大な動物感染症に係る 防疫連絡会議

令和8年10月1日（木）

広島県農林水産局畜産課

- 1 発生状況、取組状況等の共有
- 2 発生予防・まん延防止に向けた連携の確認

重大な動物感染症とは（対象と対策）

鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱・・・等

～経済的損失が大、迅速対応が必要な疾病～

【原則、発生させない】

発生予防

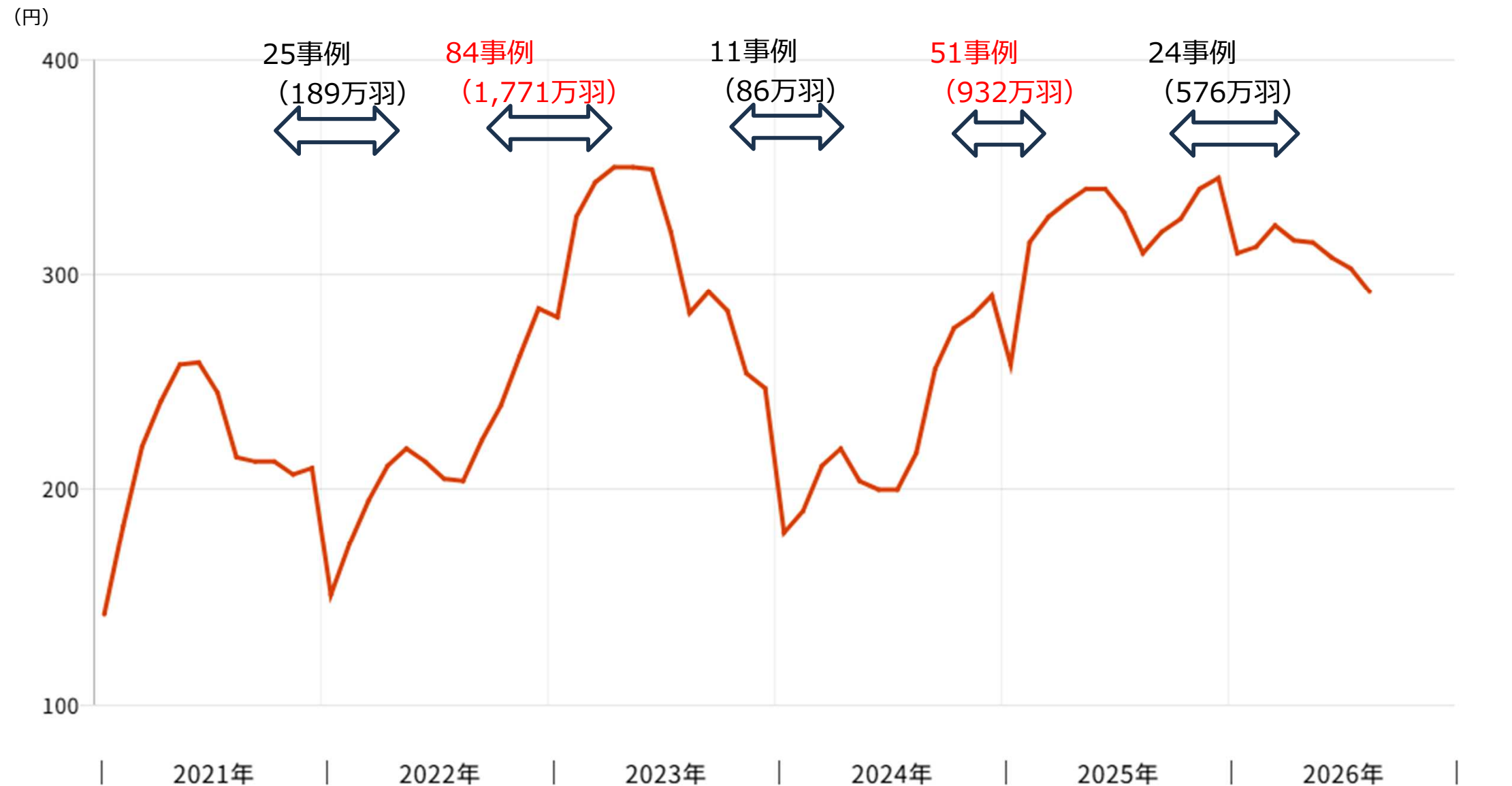
【万が一、発生した場合】

発生農場におけるウイルスの完全死滅
他農場へ広がらない対策を迅速に実施

まん延防止

経済被害を最小限にとどめる

重大な動物感染症の影響（例）鶏卵価格推移



引用元 JA全農たまご（株）HP

重大な動物感染症の発生状況と 発生予防の取組状況について

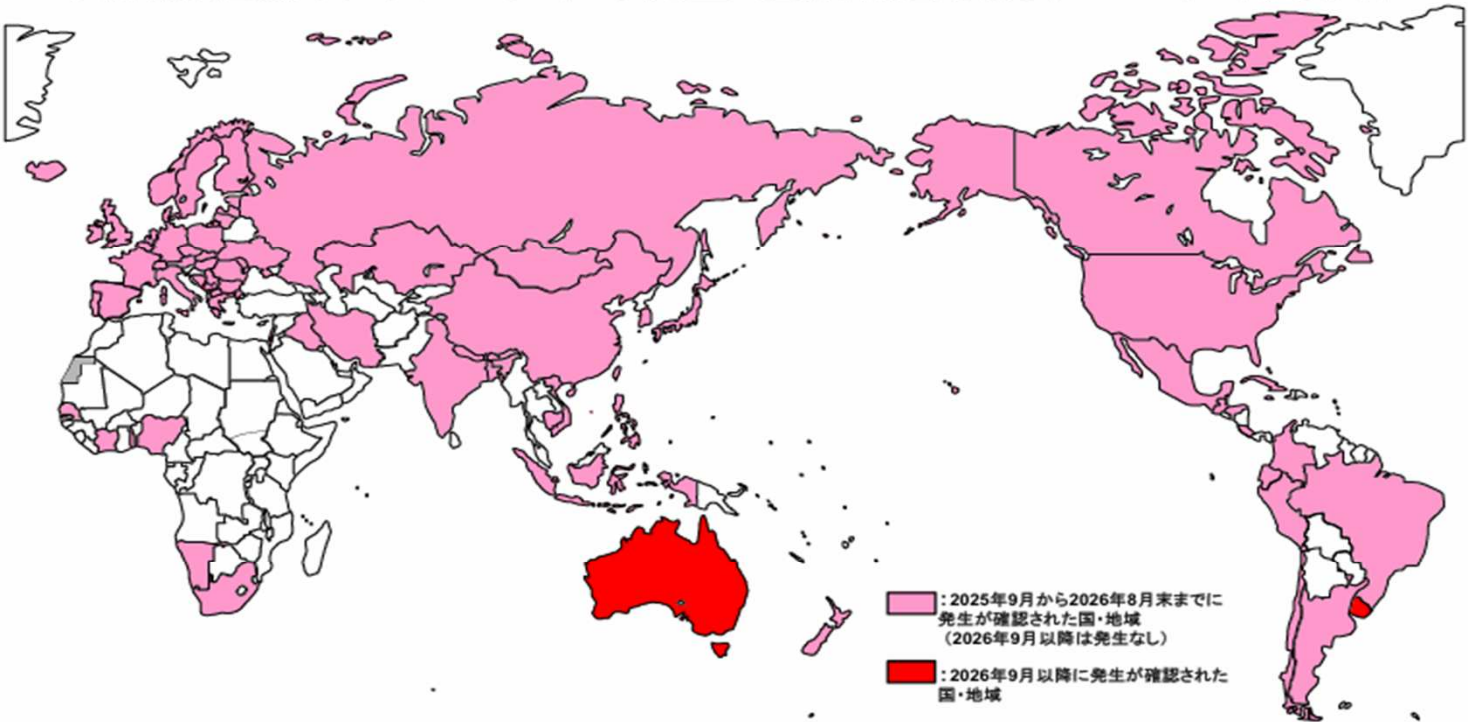
高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）

世界における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2025年9月以降)

2026年9月7日現在

出典:WOAH等



※発生日は、WAHIS等への報告に基づく。
※型別に最新の発生事例を記載し、[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
※白色の国、地域であっても継続感染等により発生が報告されていない可能性もある。
※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システム。

《オセアニア》			
豪州	HSN1	[2026.9.2]	
ハード島及びマクドナルド諸島	HSN1	[2026.1.3]	
ニュージーランド	HSN1	[2026.8.21]	

《ロシア・NIS諸国》			
モルドバ	HSN1	[2026.3.25]	
ロシア	HSN1	[2026.3.1]	

《アフリカ》			
コートジボワール共和国	HSN1	2026.3.16	
セネガル	HSN1	2026.5.11	
トーゴ	HSN1	2026.7.9	
ナイジェリア	HSN1	2026.6.22	
ナミビア	HSN1	[2025.12.10]	
南アフリカ共和国	HSN1	2026.5.11	
		[2026.6.8]	

《南北アメリカ》			
アルゼンチン	HSN1	2026.5.5	
		[2026.3.12]	
		[2026.3.1]	
ウルグアイ	H5	2026.9.4	
		[2026.3.6]	
エクアドル	HSN1	[2026.7.9]	
カナダ	HSN1	2026.5.14	
		[2026.1.1]	
	HSN5	[2026.1.1]	
	HSN6	[2025.10.4]	

グアテマラ	HSN1	2025.11.4	
コスタリカ	HSN1	[2026.6.18]	
コロンビア	HSN1	2026.6.15	
チリ	HSN1	[2026.4.20]	

ブラジル	HSN1	2026.7.14	
		[2026.8.4]	
米国	HSN1	2026.8.10	
		[2026.2.26]	
	H5	2026.3.29	
		[2026.2.13]	

ペルー	HSN1	2026.7.22	
ホンジュラス	HSN1	2026.6.15	
	不明	2026.7.8	
		[2026.7.22]	

メキシコ	HSN1	2025.9.18	
		[2026.3.2]	
	H7N3	2026.6.2	
		[2026.7.8]	

《ヨーロッパ》											
アイスランド	HSN1	[2026.2.6]	北マケドニア	HSN1	2025.11.6	ドイツ	HSN1	2026.7.28	ボスニア・ヘルツェゴビナ	HSN1	2026.2.24
	HSN5	[2026.3.10]			[2025.10.8]			[2026.6.26]			[2026.1.26]
	H5	[2025.10.6]	ギリシャ	HSN1	[2026.4.3]	ノルウェー	HSN1	2025.9.2	ポーランド	HSN1	2026.7.7
アイルランド	HSN1	2025.11.28	スイス	HSN1	[2026.2.16]			[2026.8.19]			[2026.7.15]
		[2026.3.3]	スウェーデン	HSN1	2026.8.14			[2025.9.24]			[2025.12.26]
イタリア	HSN1	2026.3.24			[2026.7.31]			[2025.10.31]	ポルトガル	HSN1	2025.12.26
		[2026.4.15]			[2025.12.16]	ハンガリー	HSN1	2026.3.8			[2026.8.10]
	H5	[2026.1.16]	スペイン	HSN1	2026.1.8			[2026.4.9]		H5	2025.11.7
英国	HSN1	2026.4.17			[2026.5.13]	フィンランド	HSN1	[2026.7.28]	モンテネグロ	HSN1	2026.3.10
		[2026.8.17]			[2025.11.14]			[2025.12.6]		HSN1	2025.12.29
ケイマン諸島	HSN5	[2025.11.18]	スロバキア	HSN1	2026.2.18			[2026.5.29]	ラトビア	HSN1	[2026.5.27]
ウクライナ	HSN1	2025.11.27			[2026.2.23]			[2026.5.6]		HSN2	[2025.11.9]
	HSN1	2026.4.21	スロベニア	HSN1	[2026.3.25]	フランス	HSN1	2026.8.30	リトアニア	HSN1	2026.6.5
		[2026.1.15]	セルビア	HSN1	[2026.3.2]			[2026.4.13]			[2026.3.17]
エストニア	HSN1	2026.4.23	チェコ	HSN1	2026.5.4	ブルガリア	HSN1	[2026.3.26]	ルーマニア	HSN1	2026.2.3
		[2026.5.12]			[2026.4.1]			[2026.3.26]			[2026.4.2]
オランダ	HSN1	2026.7.16	デンマーク	HSN1	2026.4.13	ベルギー	HSN1	2026.1.25	ルクセンブルク	HSN1	2026.2.4
		[2026.8.20]			[2026.8.24]			[2026.6.17]			[2026.2.10]
オーストリア	HSN1	2026.2.20			[2026.1.20]			[2026.3.28]			
		[2026.7.13]			[2026.1.20]						
カザフスタン	H5	[2025.9.23]									

《アジア》					
イスラエル	HSN1	2026.2.20	中国	HSN1	[2025.10.24]
		[2026.3.25]		H5	[2025.10.30]
イラク	HSN1	2026.1.9	日本	HSN1	2026.4.22
イラン	HSN1	2025.9.29			[2026.4.23]
インド	HSN1	2026.4.2		HSN5	[2026.1.15]
		[2026.2.3]	ネパール	HSN1	2026.7.5
インドネシア	HSN1	2026.5.17			[2026.6.12]
韓国	HSN1	2026.4.8	フィリピン	HSN1	2026.6.24
		[2026.3.24]		H5	2025.10.7
	HSN6	2025.11.3		HSN8	2025.9.30
		[2025.11.4]	ブータン	HSN1	2026.6.12
	HSN9	2026.3.9	ベトナム	HSN1	2026.2.7
		[2026.2.5]	モンゴル	HSN1	[2025.11.4]
カンボジア	HSN1	2026.4.22			
		[2026.3.12]			
台湾	HSN1	2026.8.8			
		[2025.12.2]			

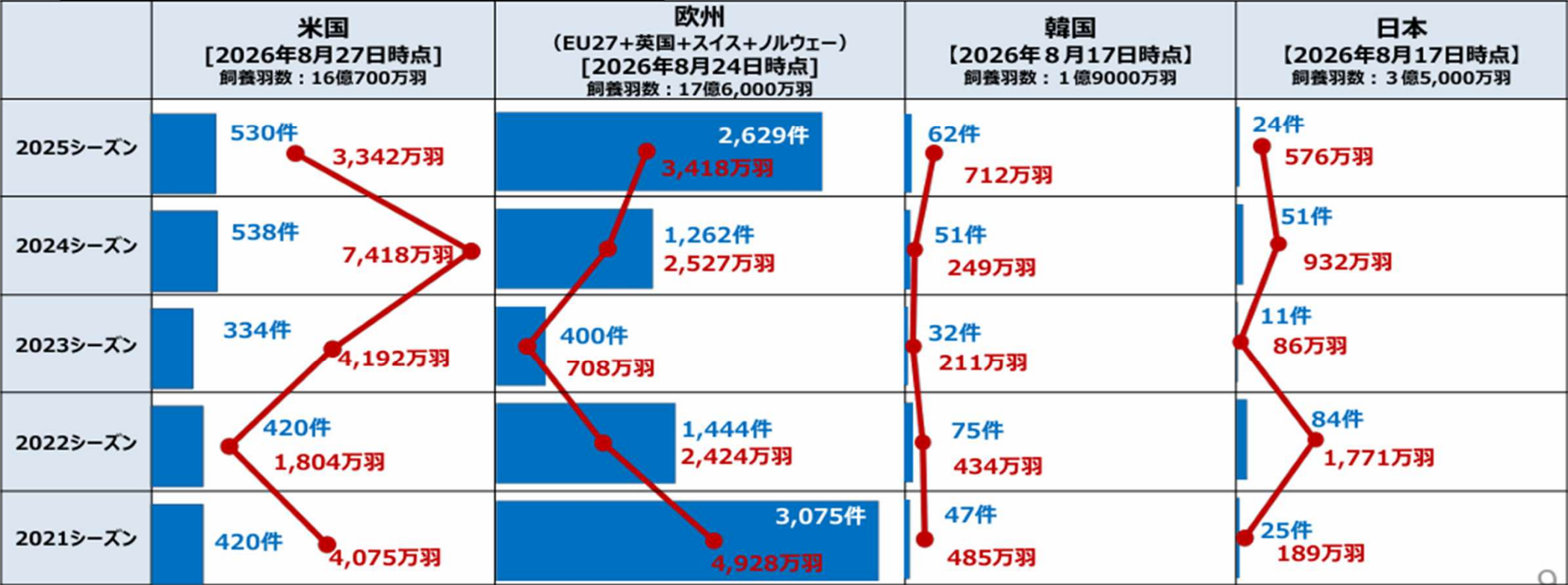
世界における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(2) 米国、欧州、韓国における発生状況

- 2020年秋以降、世界的な流行が継続しており、先進国においても日本の数倍の発生件数が確認されている。
- 欧州の2025シーズンの発生件数及び殺処分羽数は、過去3シーズンを上回った。
- 米国では、2022年以降発生が継続しており、殺処分羽数は累計2億羽を超えている。
- 韓国においては、家きんでの発生事例数は過去2シーズンを上回り、特に、採卵鶏農場での発生が多数確認されたことから、殺処分羽数は過去5シーズン中で最多となった。

各国の発生件数・殺処分羽数の推移

(出典) WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、EFSALレポート、報道情報、FAOSTAT (2023)

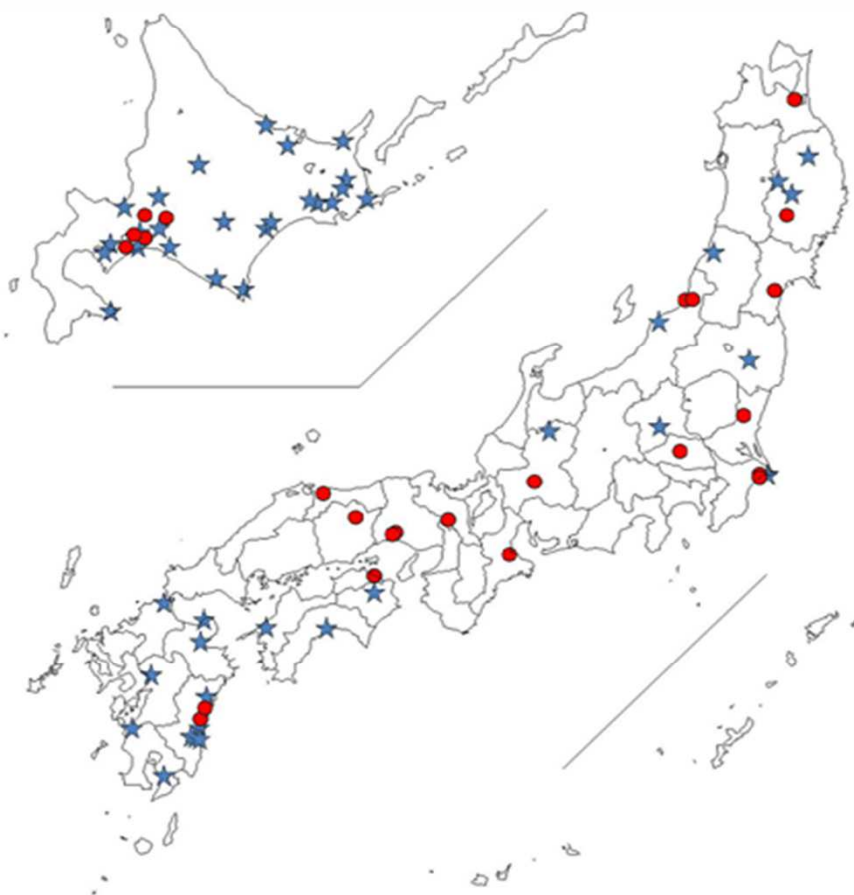


国内におけるHPAI発生状況

- 令和7年シーズンは、地域に偏りなく発生が見られ、16道府県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった。
- 家きんの発生は10月から翌年4月まで続き、初発はR6シーズンに次ぐ早さ、最終はR5シーズンに次ぐ遅さの長期間の発生。
- 野鳥の感染が全国の広い範囲で起こっており、農場及び家きん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主な要因となった。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

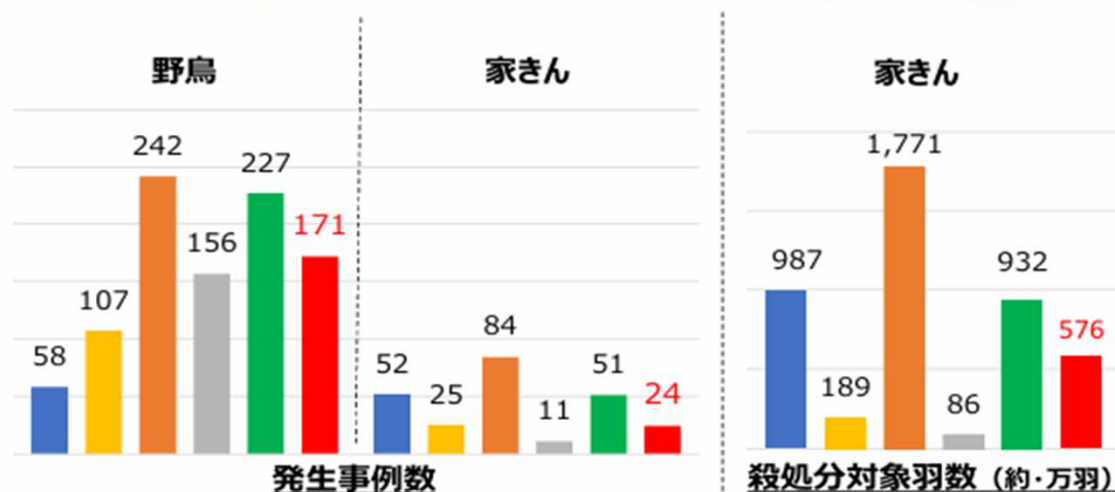
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥飛来確認日		9月1日	9月2日	9月1日	9月1日	9月3日	9月1日
初発	野鳥	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	家きん	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
最終確認	野鳥	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	5月22日
	家きん	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	4月22日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン

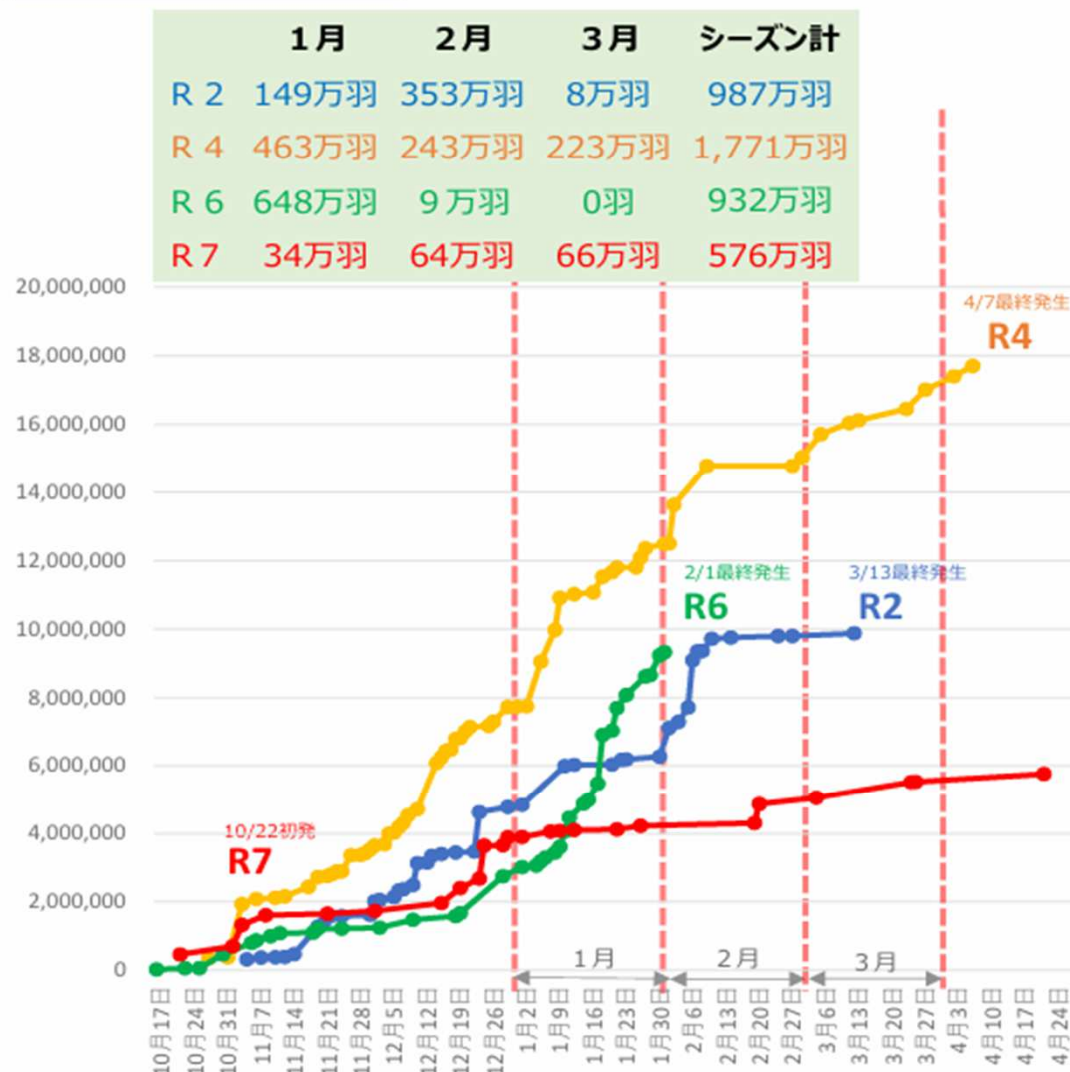


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

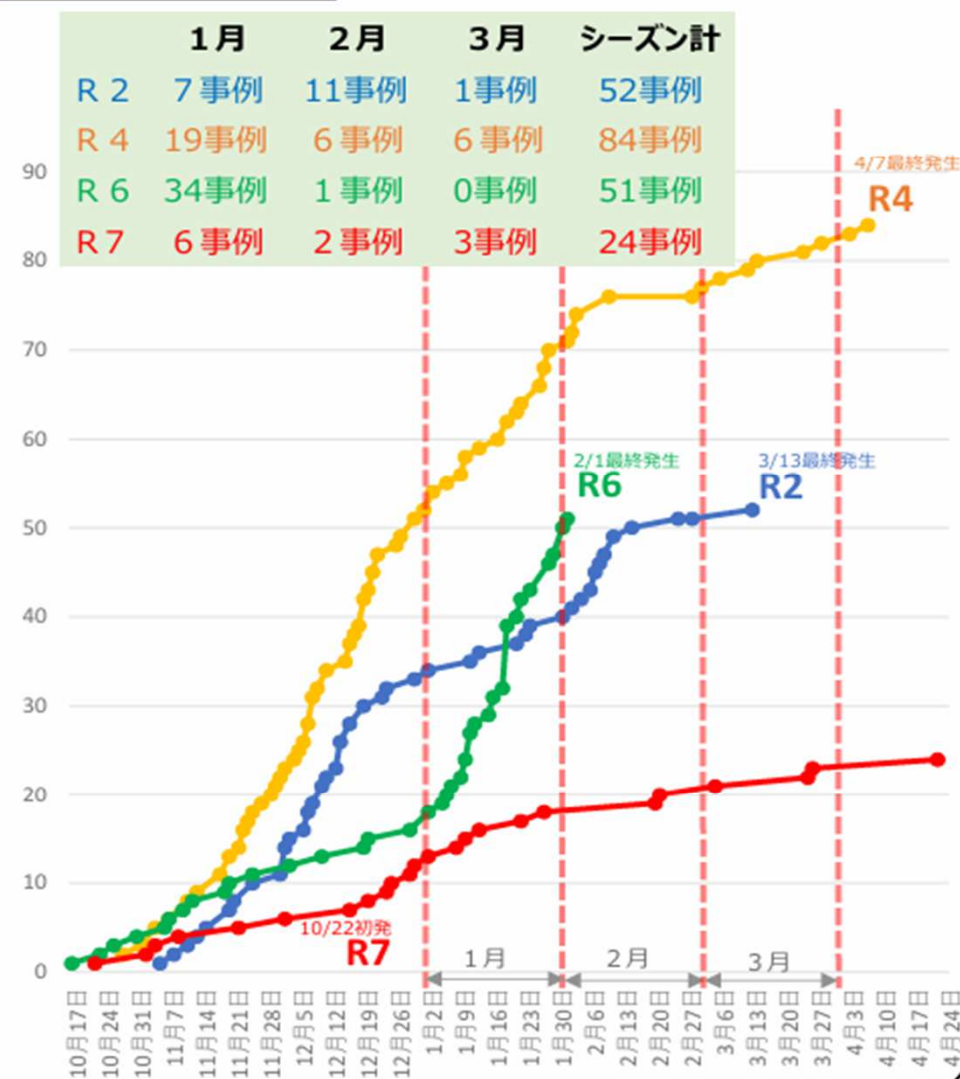
国内におけるHPAI発生状況

○ 令和7年シーズンは、大規模農場や既発農場での発生が多い傾向。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



鳥インフルエンザ対策パッケージ（令和7年度 再掲）

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる環境対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不備が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性の向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

大臣指定地域

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

広島県における大臣指定地域

大臣指定地域：広島県 1 地域（全国44地域） 令和 8 年 1 月施行

- ・対象地域①「再発リスクが高い地域」を指定
 - ・令和 4 年シーズンの発生農場 6 戸を中心とした半径 10km以内に位置する1,000羽以上飼養の養鶏場が存在する地域
- 対象戸数： 2 2 戸

対象農場が存在する地域（市町）
東広島市、安芸高田市、三原市、世羅町、三次市

広島県HPAI発生状況

<参考>



発生年度	発生市町	発生日	殺処分終了日	防疫措置完了日	殺処分羽数	初発都道府県	最終発生都道府県	発生件数 (都道府県数)
令和2年度	三原市	R2.12.7	R2.12.9	R2.12.17	134,962	香川県 (R2.11.5)	栃木県 (R3.3.13)	52(18)
令和3年度	福山市	R3.12.7	R3.12.8	R3.12.12	30,569	秋田県 (R3.11.10)	北海道 (R4.5.14)	25(12)
令和4年度 1例目	世羅町	R4.12.16	R4.12.19	R4.12.25	113,503	岡山県 (R4.10.28)	北海道 (R5.4.7)	84(26)
令和4年度 2例目	世羅町	R4.12.19	R4.12.25	R5.1.7	186,938			
令和4年度 3例目	世羅町	R4.12.27	R5.1.4	R5.1.16	126,619			
令和4年度 4例目	世羅町	R4.12.30	R5.1.8	R5.1.17	290,415			
令和4年度 5例目	三次市	R5.1.9	R5.1.20	R5.3.20	835,032			
令和4年度 6例目	世羅町	R5.1.21	R5.1.23	R5.1.31	127,469			
令和5年度	北広島町	R6.3.12	R6.3.16	R6.3.19	80,611	佐賀県 (R5.11.15)	千葉県 (R6.4.29)	11 (10)

令和 7 年度の本県の実施状況①

<参考>



令和 6 年度に行った発生予防対策を振り返り、各農場における管理体制の強化及び当該シーズンの国内発生疫学分析・情報収集に基づく対策の強化並びに切れ目ない注意喚起を実施した。

【取組テーマ】

各農場の管理体制の再点検・強化

1 当初対策（4月～9月：シーズン前）

（1）農場の**管理体制の再点検**

- ・**対策研修会**及び**自己評価**の実施による各農場の改善点の明確化
- ・各農場の**対策の不足部分の強化**（人/野生動物/塵埃）
- ・農場へのウイルスの**侵入リスクに応じた衛生管理体制**
- ・年末年始等の休暇を見据えた人員配置

（2）**飼養衛生管理基準の遵守徹底**

- ・従業員全員の衛生意識の維持・向上・共有
- ・繰り返し研修、衛生管理の相互チェック
- ・野鳥・野生動物対策の実施（**餌場の除去**、忌避対策）

（3）**消毒計画**の見直し及び確実な履行（場所、頻度の管理）

2 強化対策（10月～3月）

- （1）防疫連絡会議による重点取組項目の確認
- （2）緊急防疫対策会議による重点取組の強化
 - ・過去発生地域（大臣指定地域）における再発防止対策の強化
 - ・管理体制の再点検、衛生意識の維持、消毒計画の確実な履行
- （3）国内発生状況に応じた対策の実施

3 注意喚起（3月～4月）

- ・渡り鳥の北帰行対応、野生動物誘引防止対策

令和7年度の発生予防の取組の評価

自農場の対策の振り返りにより弱点を認識し、対策の不足部分の強化を図ったこと、及び、農場を含むリアルタイムの現場共有したことが、県内全体の衛生意識の強化につながり、本県の発生リスクを低減できたのではないかと評価する。



令和8年度は

令和7年度の対策を基本に、各農場において
出来ている部分の継続 と 不足している部分
(人、物、野鳥、塵埃対策) を更に強化する。

令和8年度の発生予防の取組内容

1 各養鶏場の個別対策強化

ア 施設整備・点検（ハード）

- ・フィルター、細霧装置等の設置による塵埃対策強化や施設の定期的点検
- ・20万羽以上19農場中15農場で設置済み

イ 管理体制の再点検（ソフト）

- ・対策研修会・基本行動研修会による関係者（新人・配置換え職員・技能実習生など）の衛生水準の向上
- ・各農場の人、物、野生動物、塵埃によるウイルス侵入リスクの管理
- ・各農場の少人数体制時の飼養衛生管理基準の水準・役割分担の確認

2 県内養鶏農場向け各研修会

3 消石灰配布、消毒計画の更新（場所、頻度の管理）

4 今シーズンの国内発生状況に応じた対策の実施

令和 8 年度の発生予防の取組スケジュール

【上半期】

【下半期】

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月～

全国的 R7 対策の振り返り・発生状況分析

対策
研修会

セミナー
開催

防疫連絡
会議

農場の管理体制の更なる強化

- ◆施設整備・点検（塵埃、野生動物等）
- ◆管理体制の再点検

基本行動研修会(8 カ国)

消石灰配布

消毒計画の更新・実行

先手対策

情報収集
状況分析

状況に応じた
体制強化

重大な動物感染症の原因となるものは、必ず「外部から」侵入してくる



周囲には、野鳥や野生動物といった「重大な動物感染症」の原因となるものが常に存在する」という認識を持ったうえで

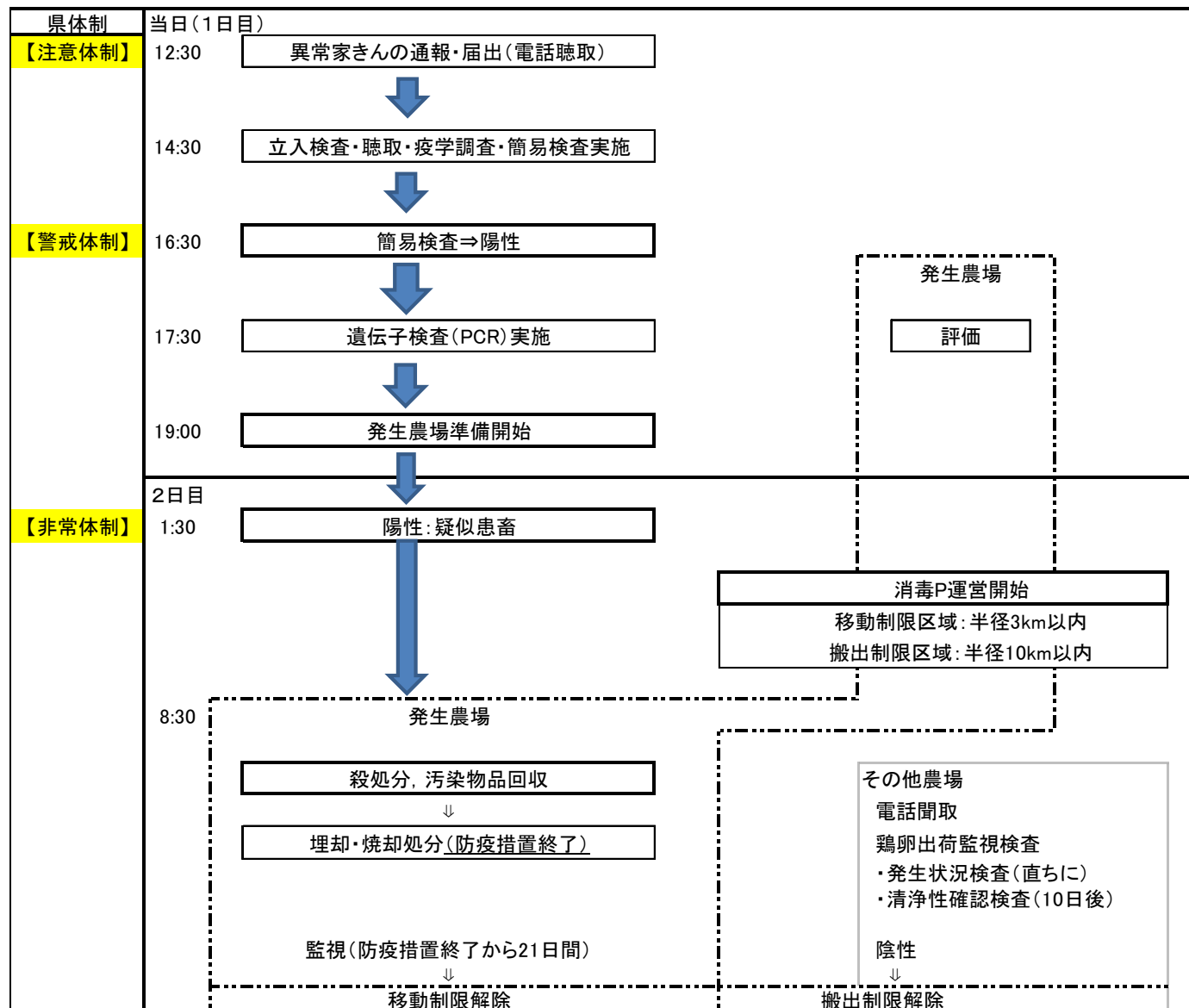


- 1 農場の中に入れない（人・動物・塵埃等の消毒の徹底）
- 2 農場に集まってくる環境を作らない（餌場や隠れられる場所をなくす）
- 3 農場全体で、この認識を共有し、みんなで取り組む

重大な動物感染症発生時の まん延防止の取組について

発生時の対応（タイムスケジュール）

○防疫対策の概要※最も早いパターン



○令和5年度のHPAI発生
民間委託による殺処分を実施

○令和8年9月18日
発生を想定した県職員の防疫演習実施



発生時の対応（広島県HPAI発生状況 動員人員状況）

(単位 人)

発生年度	延べ総数	県職員	国・市町・他 県職員	自衛隊	関係団体職員 (JAグループ)	民間委託 (殺処分)
令和2年度 (1)	3,102	2,346	103	600	53	—
令和3年度 (1)	1,374	1,324	50	—	—	—
令和4年度 (6)	20,794	15,873	960	3,653	308	—
令和5年度 (1)	2,742	1,447	6	—	—	<u>1,289</u>

発生時の対応（農場の防疫作業従事）

<参考>



家さんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、本病のまん延を防止、つまり、当該家さんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有しています。

農場及び農場従業員の方は、防疫措置が円滑に実施できるよう、防疫作業への従事をお願いします。

【家畜伝染病予防法第16条（と殺の義務）（抜粋）】

次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜

二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

発生時の対応（制限区域内の養鶏農場対応）＜参考＞



鳥インフルエンザが発生した際、ウイルスのまん延を抑えるため、制限区域（3km・10km）を設定し、区域内の移動を制限します。

それとあわせて、経済活動の早期回復の観点から、制限の対象であっても移動を可能とする例外的な措置があり、「**例外協議**」といいます。この協議は、県が国と行います。

【例外協議を行う際、事前確認する事項】

○家きん卵出荷のための検査

対象：移動制限区域内の採卵鶏農場

検査：病性判明後原則24時間以内に、遺伝子検査、抗体検査を実施（陰性確認）

○移動する対象物の出荷元/出荷先の確認

○出荷元/出荷先間の移動ルートの設定（他の農場付近の通行を避ける等）

○出荷元農場の飼養衛生管理基準遵守状況（守られていることを確認）

発生時の対応（移動・搬出制限区域の制限対象の一覧）

移動の制限と例外の概要 (特定家畜伝染病防疫指針)		出荷元	出荷先		
			移動制限区域	搬出制限区域	制限区域外
家きん	農場 → 食鳥処理場	移動制限区域	協議	× 協議	×
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
家きん卵	農場 → GPセンター	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
種卵	農場 → ふ卵場 検査施設	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
初生ひな (移動制限区域内 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 → 農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	協議	協議
初生ひな (移動制限区域外 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 → 農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
死体、排せつ物、 敷料、飼料等	農場 → 焼却処理施設等	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	○	○

発生時の対応（補填の対象）

<参考>



制限区域を設定したことにより、売上の減少や費用の増加が発生した場合は、家畜伝染病予防法第60条第2項の「費用の負担」の対象となる場合があります。

【対象とならない場合】

- 制限等がかかっていない期間（搬出制限区域内の移動や制限の対象外の協議（例外協議）の回答以降を含む。）の売上の減少や費用の増加
- 例外協議を行った家きんの死体
- 県独自の移動自粛要請に基づく、売上の減少や費用の増加

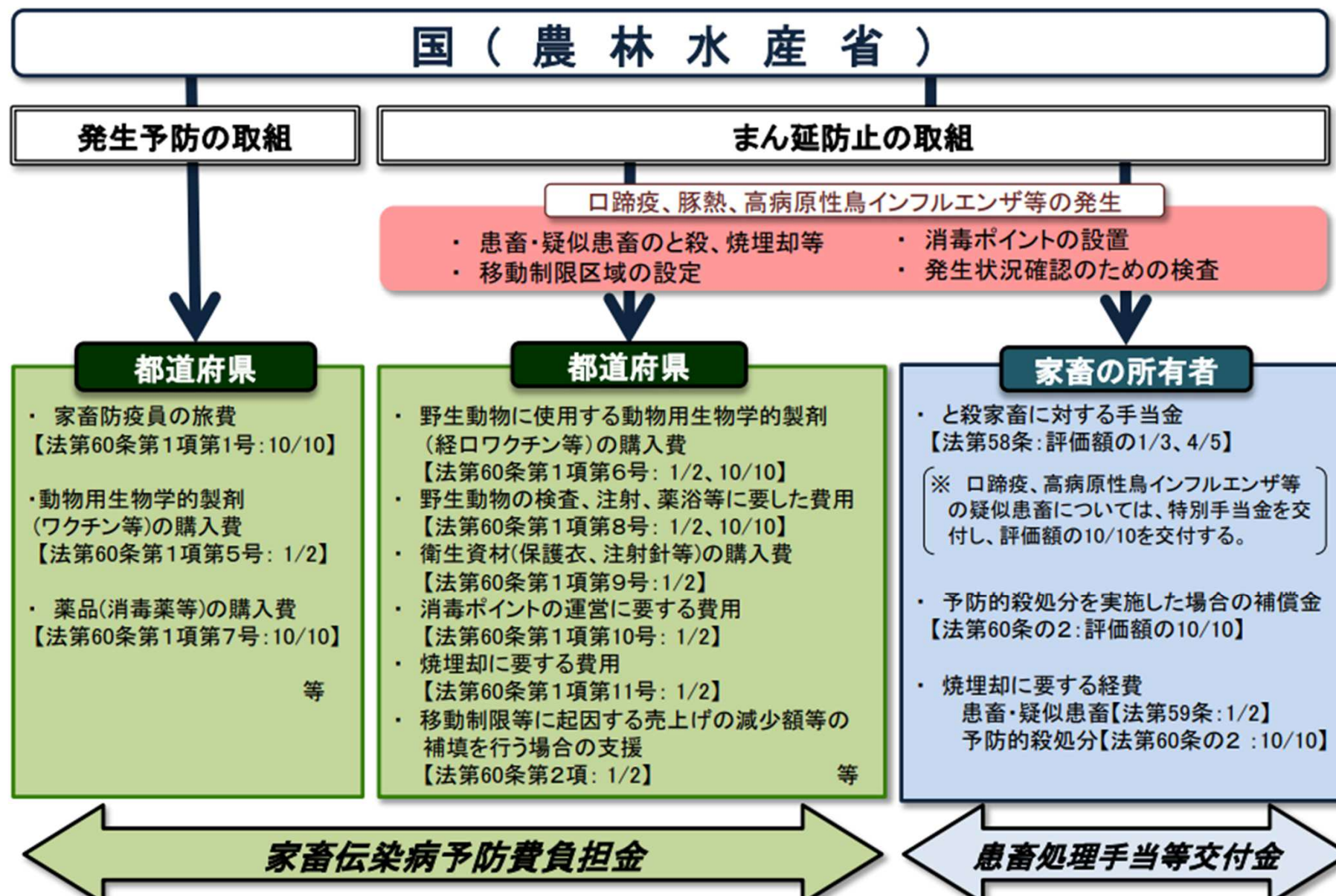
※対象の判断については、発生都度、農林水産省に確認を行います

【家畜伝染病予防法第60条第2項（抜粋）】

国は、都道府県が、特定家畜等（第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の所有者に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

発生時の対応（経営支援対策）

<参考>



発生時の対応（経営支援対策）

<参考>



○家畜伝染病予防法（手当金、助成金）

○家畜疾病経営維持資金（融資）

経営再開資金（クイック融資）、経営継続資金、経営維持資金

○農林漁業セーフティネット資金（融資）

○家畜防疫互助基金支援事業

○雇用調整助成金

詳細については、農林水産省のホームページで確認してください。

[高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生に係る生産者支援対策等：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp)

家畜疾病経営維持資金（クイック融資）

<参考>



対象疾病※¹の発生に伴う家畜等の処分により、経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家※²向けに、迅速な資金の融通※³を支援します。

貸付対象	対象疾病発生農家※ ²
貸付限度額	手当金等交付見込額(上限3億円)※ ⁴ ⇒家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数
償還期限	2年以内(一括償還) 手当金等を受けたら <u>償還期限にかかわらず速やかに償還</u>
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除※ ⁵
融資機関	○民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

○ 家畜1頭羽当たりの単価(主なもの)

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚(雌)	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※¹ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象となります。

※² 発生農家であっても、都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いがある場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは、対象になりません。

※³ 債務保証の利用等、個々の利用条件により異なりますが、最短で数週間から1か月を想定しています。

※⁴ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算します。

※⁵ 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除します。

防疫措置を早期に終了させる・ウイルスを拡散させない取組が必要



日頃から、万が一発生した際の対応を決めておく



- 1 対応計画案の作成（防疫措置をどのように行うか）
- 2 迅速な防疫対応（農場従事者の役割分担）
- 3 再開までの道筋の検討（従業員を守る・経営再開支援メニュー）

本日の共有・連携の確認事項

【発生予防】

- 農場への飼養衛生管理基準遵守の徹底指導
（ウイルスの侵入経路を絶つ：ヒト、モノ、野生動物、塵埃）
- 獣害対策やため池対策への幅広い協力
（農場だけでは、対策が困難な事項への協力体制）

【まん延防止】

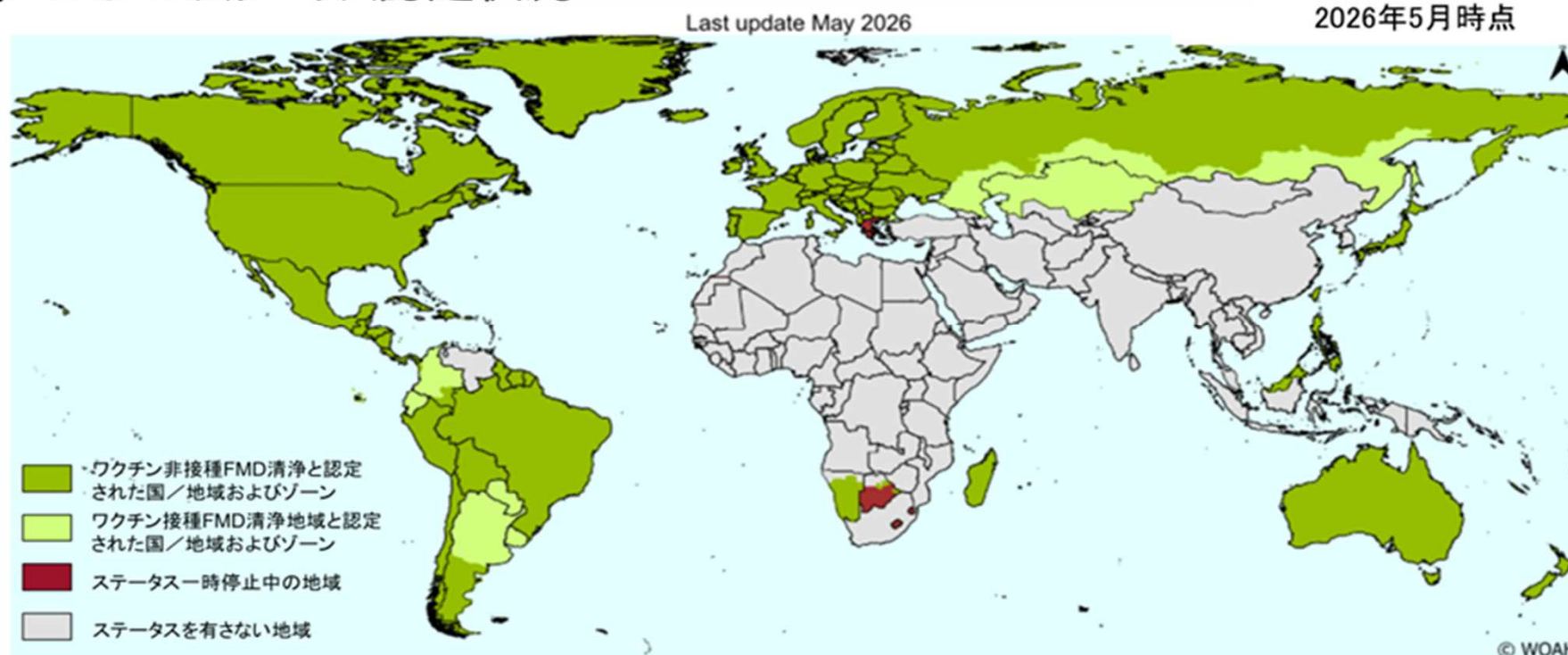
- 農場への早期通報の徹底指導
- 防疫措置（焼埋却、中継基地、消毒ポイント）への協力

資料 2

口蹄疫

口蹄疫発生状況

(1) WOAHステータス認定状況

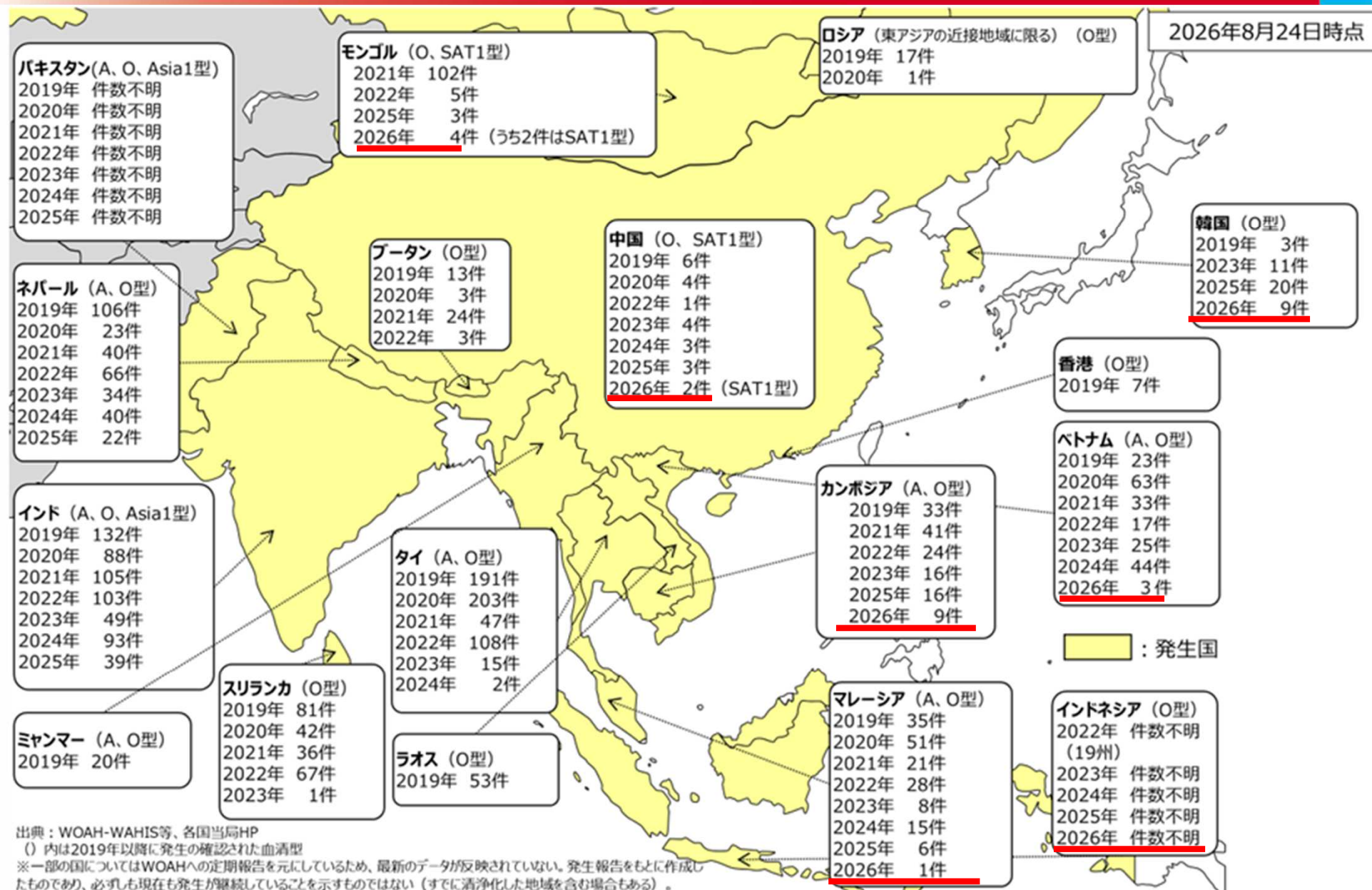


ワクチン非接種FMD清浄国／地域(64)					
アルバニア	クロアチア	グアテマラ	リトアニア	ペルー	スウェーデン
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	ルクセンブルク	フィリピン	スイス
オーストリア	チェコ共和国	ハイチ	マダガスカル	ポーランド	オランダ
ベラルーシ	デンマーク*	ホンジュラス	マルタ	ポルトガル*	ウクライナ
ベルギー	ドミニカ共和国	ハンガリー	メキシコ	ルーマニア	英国*
ベリーズ	エルサルバドル	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	米国*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エストニア	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	バヌアツ
ブルネイ	フィンランド*	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
ブルガリア	フランス*	日本	ニカラグア	スロバキア	
カナダ	ドイツ	ラトビア	北マケドニア	スロベニア	
チリ		リヒテンシュタイン	ノルウェー	スペイン*	
コスタリカ			パナマ	スリナム	

ワクチン接種FMD清浄国／地域(2)				
パラグアイ		ウルグアイ		
ワクチン非接種FMD清浄ゾーンのみで構成されている国／地域(2)				
ボリビア		ブラジル		
ワクチン接種FMD清浄ゾーンのみで構成されている国／地域(1)				
カザフスタン				
ワクチン接種・非接種FMD清浄ゾーンで構成されている国／地域(5)				
アルゼンチン	台湾	コロンビア	エクアドル	ロシア
ワクチン非接種FMD清浄ゾーンを有する国／地域(4)				
ボツワナ	マレーシア	モルドバ	ナミビア	
ワクチン接種FMD清浄ゾーンを有する国／地域(2)				
韓国		トルコ		
ステータス一時停止中の国／地域(5)				
ギリシャ	キプロス	レソト		
ボツワナ	エスワティニ			

*注釈については出典を参照 出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>

アジアにおける口蹄疫発生状況



韓国における口蹄疫発生状況

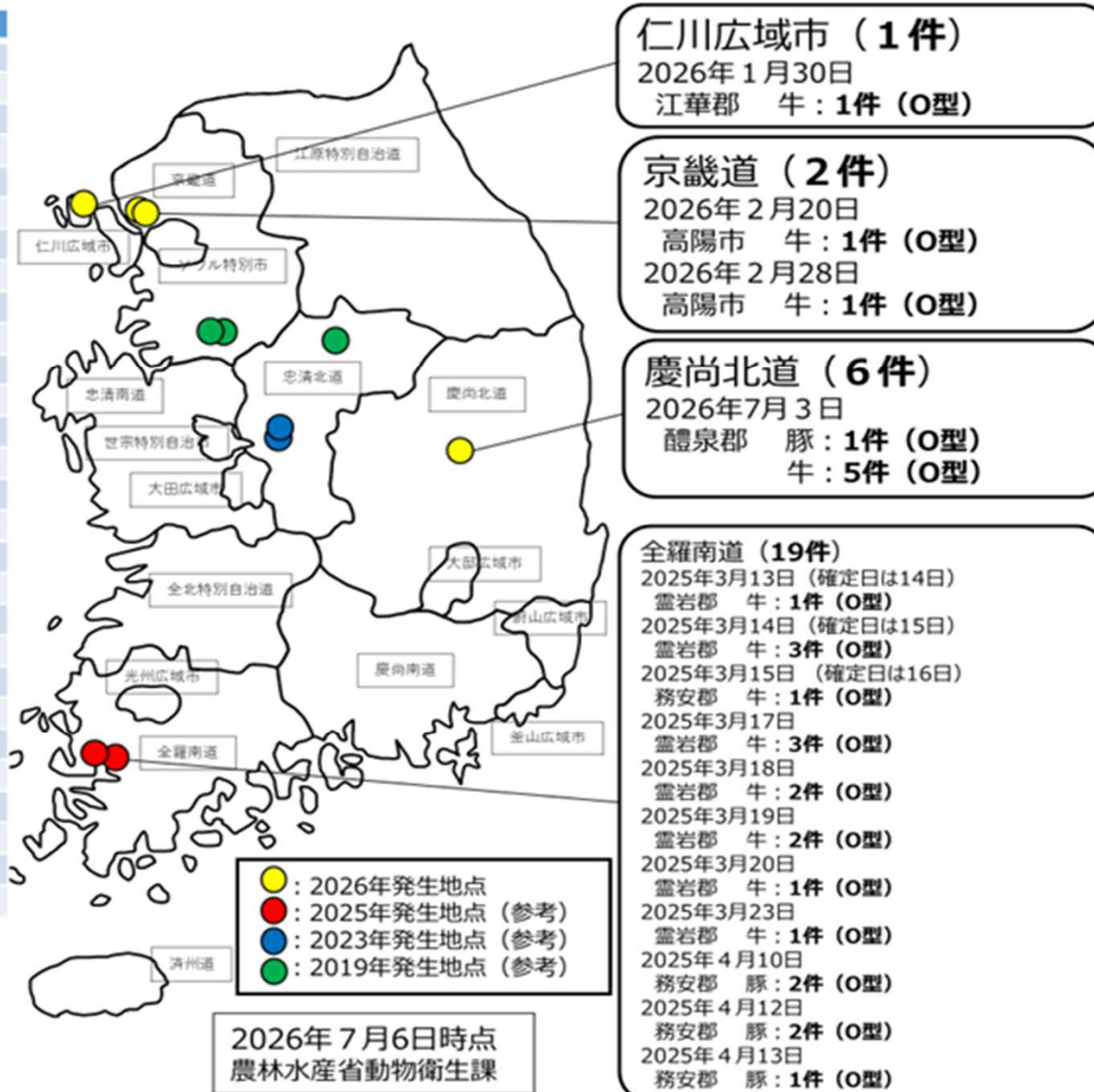
	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20	'26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21	'26/2/20	京畿 高陽市	牛	130
22	'26/2/28	京畿 高陽市	牛	168
23	'26/7/3	慶北 醴泉郡	豚	5,500
24	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	186
25	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	81
26	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	130
27	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	39
28	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	72

*関連農場 2 農場（いずれも検査陽性）あり。

出典：韓国農林畜産食品部、WOAH

注：日付はWOAH報告の発生日

頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数





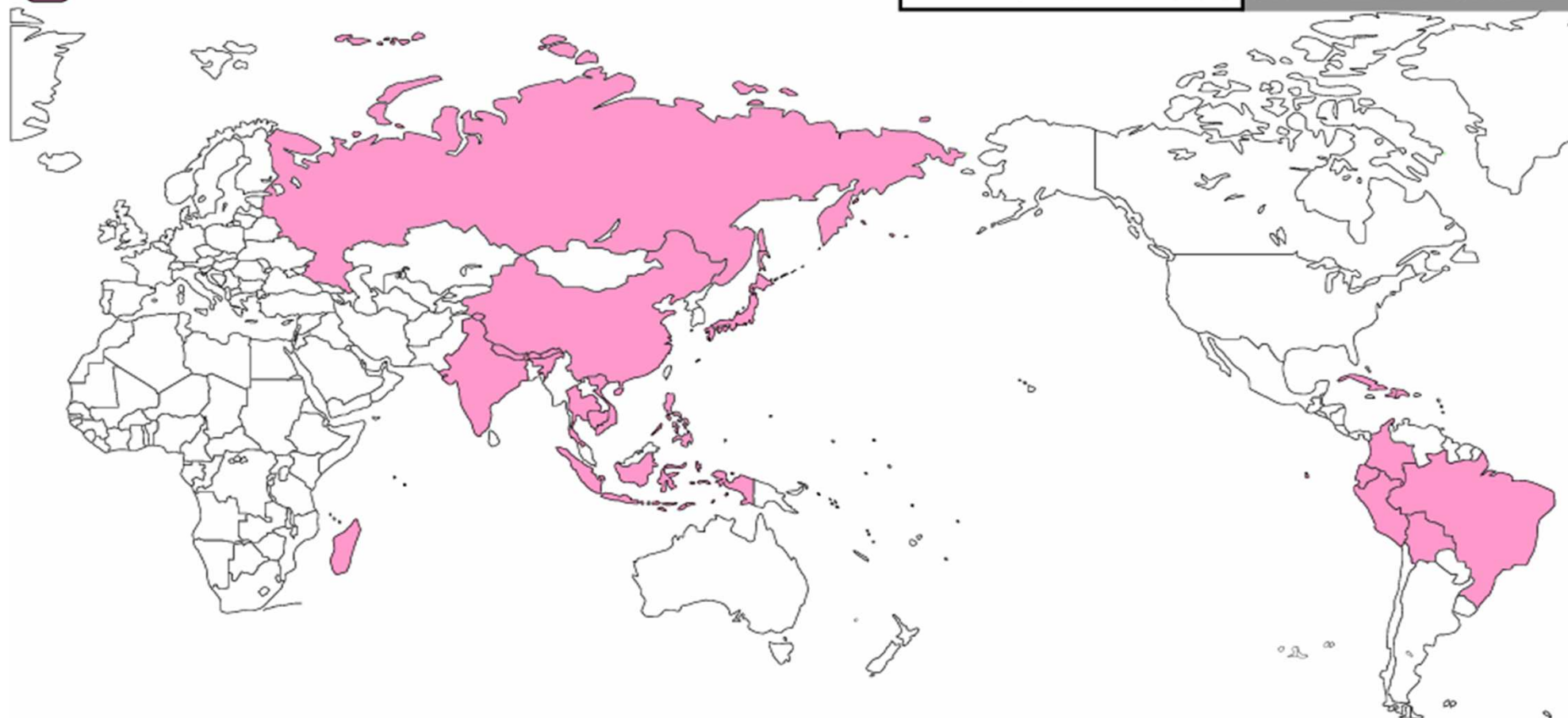
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

豚熱

世界における豚熱発生状況

■ = CSFの発生報告がある国（2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があった国）

2026年5月29日現在 農林水産省 動物衛生課



アフリカ（1か国・地域）

マダガスカル

アジア（12か国・地域）

日本 タイ カンボジア インドネシア
ネパール ベトナム 中国 香港
フィリピン ブータン インド **東ティモール**

ヨーロッパ（1か国・地域）

ロシア

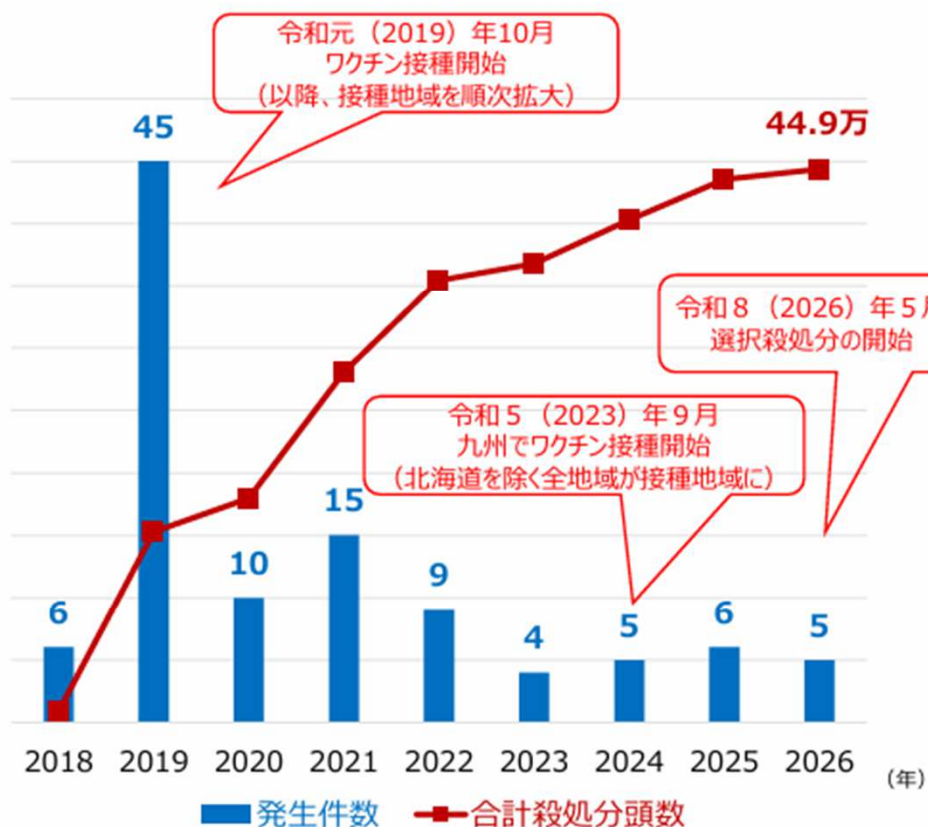
南北アメリカ（8か国・地域）

ボリビア キューバ ハイチ
ブラジル ドミニカ共和国 ペルー
コロンビア エクアドル

国内における豚熱発生状況

- 平成30年9月9日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計105事例発生**。
これまでに**約44.9万頭を殺処分**。
- **令和元年10月のワクチン接種開始以降、発生は散発的**となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

発生状況の推移



2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目(群馬県15例目)
：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目(静岡県初発)
：約2,200頭殺処分※（※関連農場の対象頭数を含む）
- 4/10 国内103例目(宮崎県初発)
：約5,500頭殺処分
- 5/5 国内104例目(静岡県2例目)
：約2,930頭殺処分
- 7/4 国内105例目(静岡県3例目)
：飼養頭数約1,200頭。農場の検査を実施し、
殺処分範囲は繁殖豚を除く約1,000頭となった。

引用元 農林水産省資料

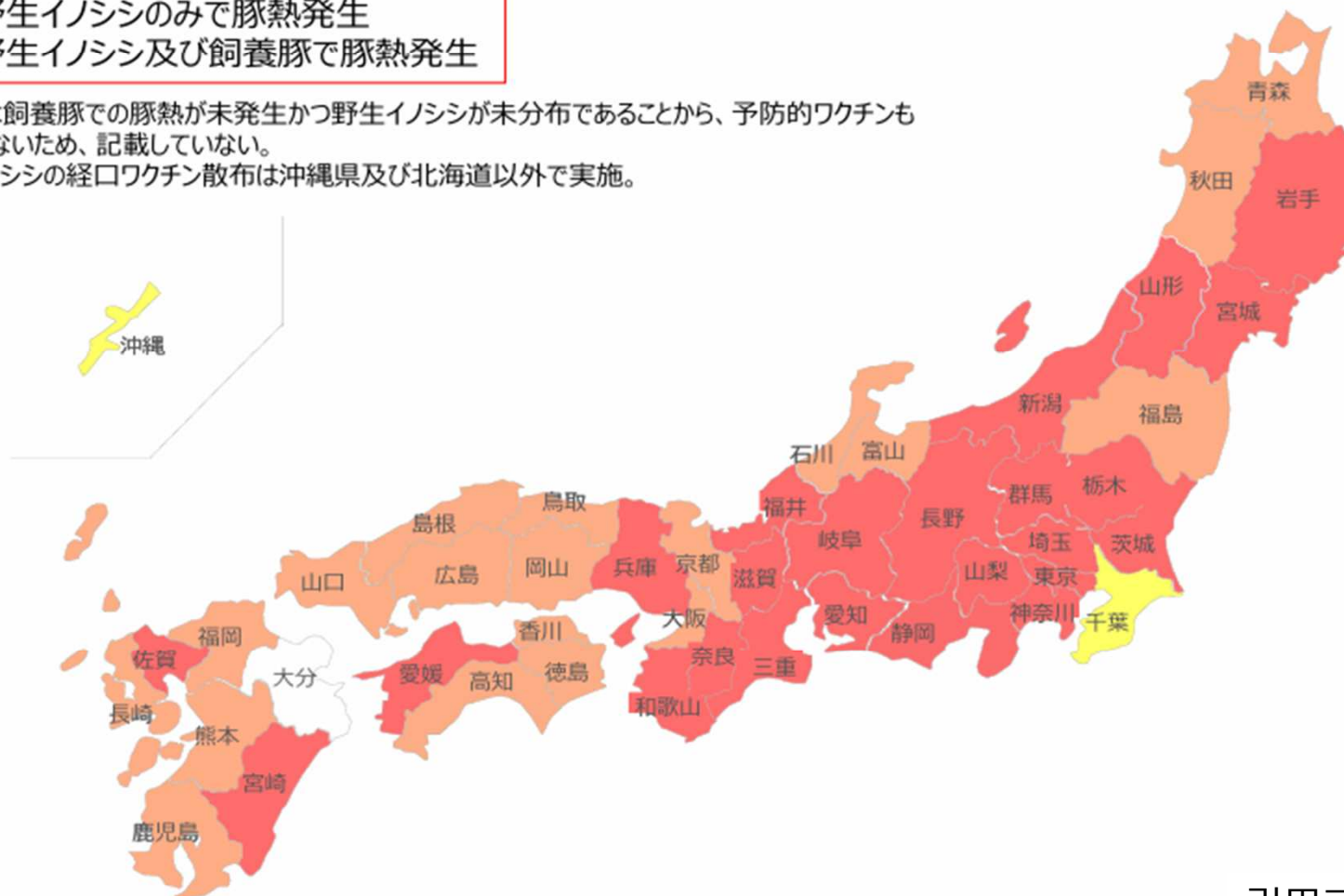
国内における豚熱発生状況

○ 豚熱について、飼養豚における発生は26都県（飼養豚頭数：約486万頭（全国の55.2%））、野生イノシシにおける発生は43都府県（飼養豚頭数：約713万頭（全国の81.0%））。なお、飼養豚へのワクチン接種推奨地域として指定している都道府県は北海道以外の46都府県。 ※飼養豚頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算

黄色：飼養豚のみで豚熱発生
橙色：野生イノシシのみで豚熱発生
赤色：野生イノシシ及び飼養豚で豚熱発生

※ 北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。

※ なお、イノシシの経口ワクチン散布は沖縄県及び北海道以外で実施。

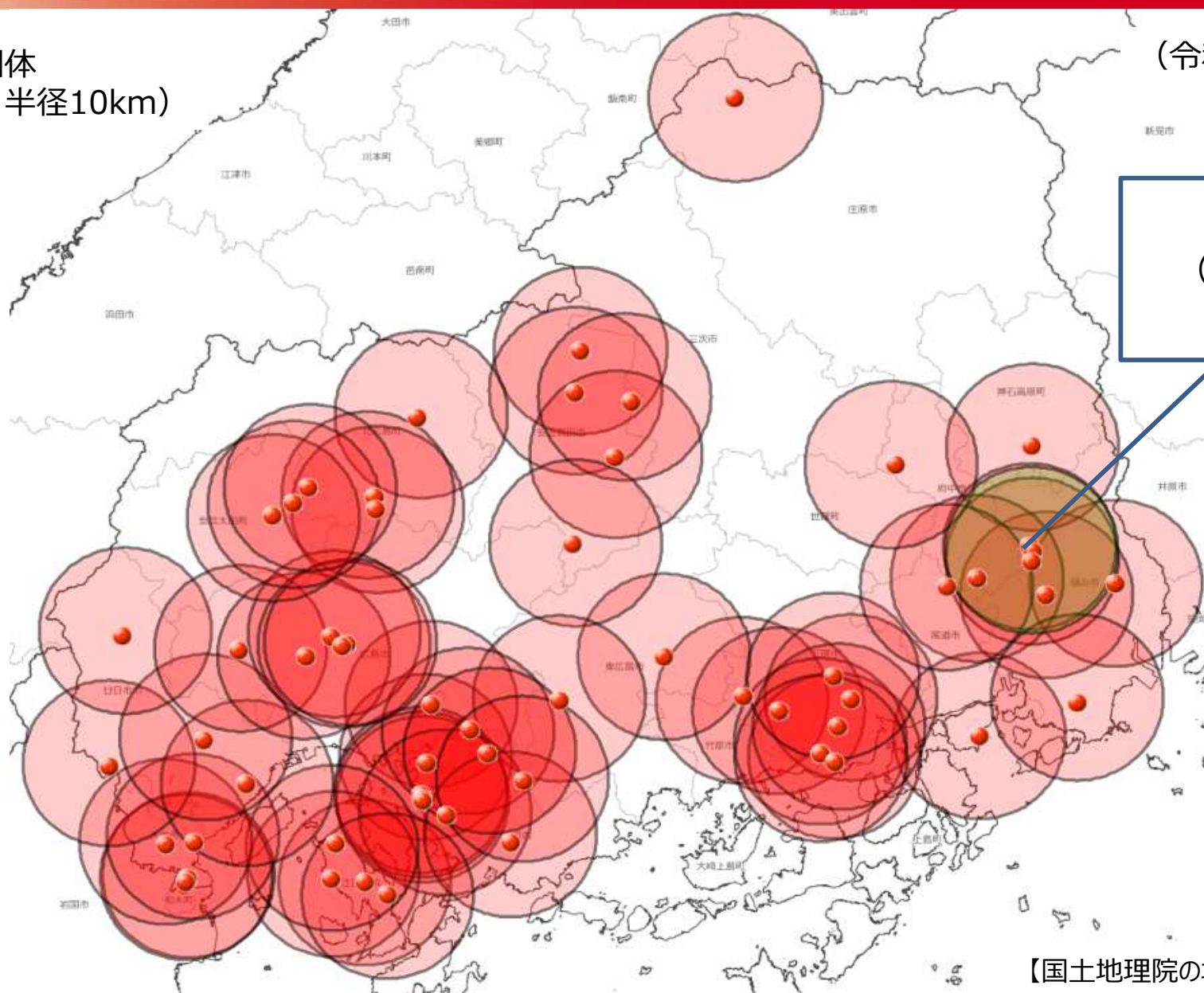


引用元 農林水産省資料

広島県 野生イノシシ豚熱陽性確認状況

● 陽性個体
(円：半径10km)

(令和8年10月1日現在)



61例目
(福山市新市町)
R7.7.21

【国土地理院の地図をもとに広島県が作成】

補足－選択的殺処分について（豚熱）

選択的殺処分の基本的な考え方

豚熱

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、全頭を殺処分をしていた豚熱の殺処分範囲を見直した。
- ワクチン接種後の発生事例の分析の結果、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を得た。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限＋報告徴求）。
- 監視期間中も、防疫措置の完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未満・発育不良
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
 - ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
 - ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚
- ・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない
⇒全頭殺処分対象
 - ・感染が限局していない
（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）
⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- (1) 拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施。
消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約3か月）
- 防疫措置の完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。
 - ・ と畜場出荷
 - ・ 子豚の肥育農場への移動

アフリカ豚熱

世界におけるアフリカ豚熱発生状況

(1) 世界における発生報告状況

出典: WOAH等

2026年7月31日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



アフリカ(31か国・地域)

アンゴラ	ガーナ	南アフリカ共和国
ベナン	ギニアビサウ	タンザニア
ブルキナファソ	ケニア	トーゴ
ブルンジ	マダガスカル	ウガンダ
カメルーン	マラウイ	ザンビア
カーボベルデ	モーリタニヤ	ジンバブエ
中央アフリカ	モザンビーク	マリ
チャド	ナミビア	シエラレオネ
コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ガボン
コンゴ共和国	ルワンダ	
コートジボワール	セネガル	

アジア(21か国・地域)

中国	インドネシア
モンゴル	インド
ベトナム	マレーシア
カンボジア	ブータン
香港	タイ
北朝鮮	ネパール
ラオス	シンガポール
ミャンマー	バングラデシュ
フィリピン	スリランカ
韓国	台湾
東ティモール	

ヨーロッパ(30か国・地域)

アルメニア	エストニア
アゼルバイジャン	モルドバ
ジョージア	チェコ
イタリア	ルーマニア
ロシア	ハンガリー
ウクライナ	ブルガリア
ベラルーシ	モンテネグロ
リトアニア	コンボ
ポーランド	アルバニア
ラトビア	スペイン
	フィンランド

南北アメリカ(2か国・地域)

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア(1か国・地域)

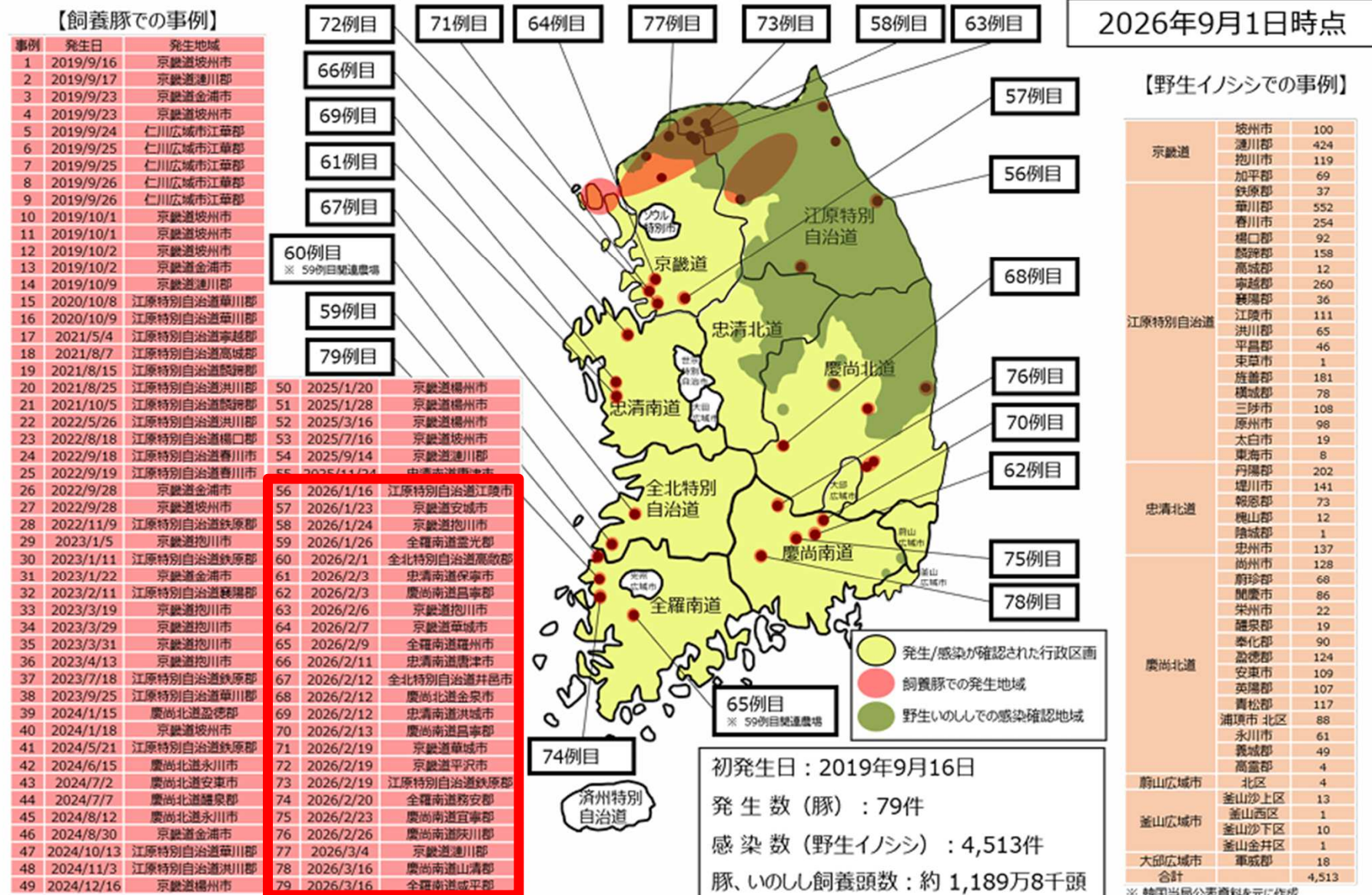
ババニューギニア

(※2) ベルギー: 2020年10月1日に発生を宣言

引用元 農林水産省HP

韓国におけるアフリカ豚熱発生状況

(4) 韓国における発生状況（飼養豚及び野生イノシシ）



発生予防・まん延防止の取組内容（豚）

【発生予防】（3,000頭以上）

①人によるウイルス侵入へ対策

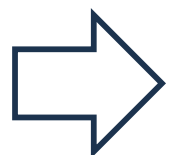
- ・衛生管理区域入場時の農場ルールの確認
- ・豚熱の高リスク豚舎である離乳豚舎対策の強化

②野生動物によるウイルス侵入への対策

- ・農場内・周辺で死亡野生動物を発見した際の対応確認
- ・離乳豚舎への野生動物の侵入経路の確認
- ・野生イノシシのサーベイランス、経口ワクチン散布

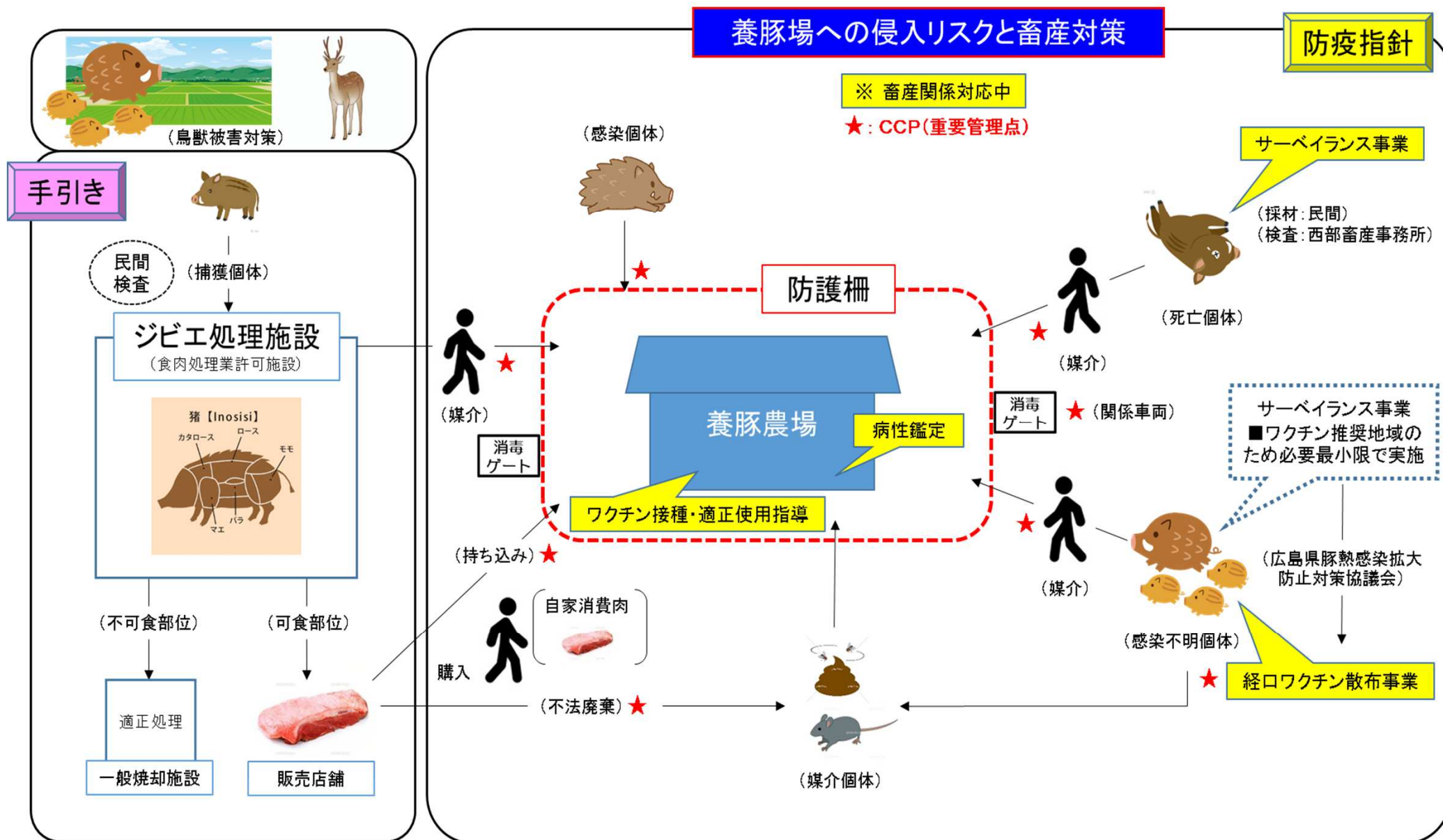
【まん延防止】（3,000頭以上）

対応計画案の作成



中小規模農場への波及

豚飼養農場における取組（豚熱・アフリカ豚熱・口蹄疫）



まとめ（豚・牛）

本日の共有・連携の確認事項

【発生予防】

- 疾病発生情報の**早期把握**
- 発生国等からの**肉製品**の持ち込み禁止、
発生国への渡航自粛
- 豚熱ウイルスが国内に存在する前提の行動啓発
（山から出るときは泥を落とす、肉製品を山に捨てないなど）

【まん延防止】

- 農場への**早期通報**の徹底指導
- **防疫措置**（焼埋却、中継基地、消毒ポイント）への協力

広島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、2025年～2026年シーズン（以下「昨シーズン」という。「シーズン」とは、渡り鳥が飛来する秋から翌年夏までの期間をいう。以下同じ。）は、昨年10月15日に北海道で回収された死亡野鳥（オオタカ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年5月22日までの期間で16道県171件の野鳥等での陽性事例が確認され、全国的に長期間にわたり家きん農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん農場においては、昨年10月22日に北海道で発生が確認されて以降、本年4月22日までに16道府県24事例が確認され、まん延防止のために約576万羽が殺処分の対象となりました。また、2024年～2025年シーズンのような一部地域での集中発生事例は認められませんでした。全24事例のうち8事例が過去に発生した農場での再発、12事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が見られました。

また、農林水産省では、発生事例の特徴や今後の対策への提言について、「2025年～2026年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（令和8年7月7日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム報告。以下「疫学調査報告書」という。）として公表しました。

疫学調査報告書の中で、発生家きん舎においては、家きん舎立入時の手指の洗浄・消毒等の人の衛生管理や、家きん舎の壁面破損の修繕等の野生動物侵入防止対策に関し不備が認められ、これらが感染リスクになった可能性が指摘されています。他にも飼養衛生管理の定着を図り、家きんの伝染性疾病に関する情報の周知徹底を図る必要性が指摘されています。また、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場においても発生していたことが確認されており、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（以下「^{じんあい}塵埃」という。）を介した家きん舎への本病ウイルスの侵入の可能性について指摘されています。

近年、アジア、欧州、北米、中南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、疫学調査報告書の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、既に9月1日には宮城県において渡り鳥の飛来が確認されており、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

1 重点対策期間の設定等

渡り鳥の飛来により新たなシーズンが始まることを認識し、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、**本年も10月から来年5月までは特に警戒を強める必要があるところ**、近年の発生状況に鑑み、**本年11月から来年1月までは重点対策期間**として2から4までに掲げる対策の徹底を特に図る必要がある。ただし、地域における渡り鳥の渡来及び北帰行の時期を考慮し、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

2 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報

現在、世界的に流行しているH5亜型のウイルスは鶏に対して高い致死率を示すことが分かっている。また、通報までに数日を要した事例では家きん舎内の環境材料からウイルスが検出されることが多く、通報の遅れはまん延リスクを高めると考えられる。これらを踏まえ、家きん飼養者に対し、毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段の様子と比べて異なると感じたときは、家畜保健衛生所へ早期通報するよう指導すること。

なお、鶏以外の家きんについては、死亡率の増加が明確でない場合や産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があることに留意すること。

3 農場における発生予防対策

家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下の取組により、農場における飼養衛生管理の向上及び対策の維持・継続を図るとともに、地域において本病のリスク低減対策を推進すること。

(1) 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

昨シーズンの発生事例においても、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例が確認されている。農場へのウイルスの侵入防止対策については、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、以下により、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）の遵守状況の自己点

検を実施し、その状況を農場指導に活用すること。

各項目において、特に指導上留意すべき点を挙げると、①、②、④及び⑤については、全ての農場従業員及び外部事業者を含む外来者が徹底するよう指導するとともに、④及び⑤については、家きん舎の表の出入り口だけでなく、家きんの糞や死体等の搬出作業等を行う裏口についても行うよう指導すること。⑥については、施設全体の破損状況等を確認し、野鳥・野生動物が侵入できる隙間をなくするとともに、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、集卵ベルトへのシャッターの設置とあわせて、家きんの死体や破卵の適切な処理、カラス対策としてテグス等を効果的に使用するなど、侵入防止だけでなく誘引防止についても指導すること。また、発生農場内でクマネズミの死体が発見され、発見された死体から本病ウイルスが分離されたことは、ねずみ等が農場へのウイルス侵入原因又は他鶏舎や他農場への感染拡大要因となりうる可能性を示していることも考慮し、⑦については、定期的かつ継続的に駆除を実施し、その数を減らすように指導すること。

- ・実施時期：令和8年10月から令和9年5月まで

- ・実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の7項目について毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目17※）

- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目18※）

- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目19※）

- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目22※）

- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目23※）

- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目25※）

- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目27※）

- （※飼養衛生管理基準の項目番号）

- ・報告：各都道府県において点検結果を取りまとめ、飼養衛生管理等支援システムにより毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。

ただし、小規模飼養者（鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養頭羽数が100羽未満の者、エミュー・だちょうの飼養羽数が10羽未満の者）の点検結果については国への報告は不要とする。

（2）ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組

飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所やかかりつけの産

業動物獣医師等の有識者の第三者の視点や、飼養衛生管理等支援システムも活用して自らの農場の遵守状況を正しく理解・評価するよう指導し、飼養衛生管理の向上を図ること。

家畜保健衛生所においては、これらを活用してさらに積極的に飼養衛生管理の指導を行うとともに、改善指導した内容については、期限を設定して写真等により報告を求めるなど適切にフォローアップすること。

また、農場内での飼養衛生管理に関する規則が適切に整備されていても、それが十分に周知・励行されているか明らかなでない例が複数確認されていることを踏まえ、全ての作業従事者及び外部事業者への飼養衛生管理の定着を図るよう、定期的な勉強会の実施や家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報の周知徹底を図るよう指導すること。

(3) 再発・密集地域における指導の強化

昨シーズンの発生事例のうち8事例は、過去に発生した農場の再発事例であったことを踏まえ、近年高病原性鳥インフルエンザの発生があった地域については、環境要因等の面から発生リスクが特に高い地域であるという認識の下、発生農場の経営再開時における飼養衛生管理の指導に加えて現在の対応状況を確認するとともに、周辺の農場に対しても重点的に指導すること。

また、大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）においては、当該地域内での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、各農家が農場内を消毒するための消毒薬の備蓄や（4）の①に掲げる^{じんあい}塵埃対策の準備を行うとともに、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握の上、野鳥誘引防止対策を講ずるよう指導すること。

(4) 大規模農場（特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める農場）における対策

昨シーズンの発生事例のうち12事例は、20万羽以上を飼養する農場であったこと、飼養規模が大きいことは本病発生のリスク要因の一つであることを踏まえ、以下の項目について、対象農場に対して指導すること。

①^{じんあい}塵埃対策の実施

ウインドウレス鶏舎やその周辺において、入気口へのフィルター、不織布、遮光ネット等の設置、風向きを考慮した入気口の閉鎖、入気口や鶏舎内への細霧装置の設置、入気口や鶏舎周辺への散水や消毒薬の散布等の^{じんあい}塵埃を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずるよう指導すること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）

なお、本項目は、飼養衛生管理基準の項目5の(3)③において規定されており、本年10月1日の施行に向け既に周知・徹底されてきたところではあるが、改めて徹底するように指導すること。

②農場の分割管理の検討

分割管理の導入に向けた検討を実施するよう、シーズンにかかわらず、引き続き指導を継続すること。また、人員の不足や用地設備の確保ができないこと等により導入できない場合は、課題が解消された場合にどのように分割管理が導入できるかを検討するよう指導すること。

4 農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化

(1) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

昨シーズンの発生農場の近隣には、渡り鳥が飛来する干潟、ため池、河川、水路等の水場や、カラス類等のねぐらとなる雑木林等が確認されたほか、家きん舎の入り口から採取した検体においてカラス類等の遺伝子が検出されたことから、農場での発生におけるカラス類等の関与も推察された。

このことを踏まえ、都道府県や市町村等地域が一体となって取り組む、以下の①～③について推進すること。

- ①農場近隣の水田の耕起、雑草や不要な樹木の除去、ため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置
- ②農場周辺における野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止
- ③家きん農場以外の野鳥の誘引要因となり得る、他畜種の堆肥を扱う施設等における適切な管理による誘引防止対策

(2) 野鳥のサーベイランス

自然環境部局と家畜衛生部局が相互に連絡し、野鳥のサーベイランス体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場への立入検査、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底の指導を行うこと。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置

(1) 体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく防疫措置を速やかに講じられるよう、初動対応や検査体制の確認、民間事業者も含めた防疫措置に必要な人員、資材、試薬、特殊自動車等の確保及び調達先との連絡体制の確認、埋却地、焼却施設等の確保状況の確認、都道府県内関係部局との調整、市町村、関係機関及び関係団体との連携の確認など、必要な体制を整備すること。

特に、飼養羽数にかかわらず、都道府県自ら対応可能な防疫体制を構築するなど、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制の見直しについて」（令和7年5月30日付け7消安第1555号）に基づく防疫体制の見直しを徹底すること。

また「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫措置に係る作業従事者の健康管理の更なる徹底について」（令和8年4月27日付け8消安第732号）に留意し、防疫作業従事者の健康管理の徹底をすること。

さらに、疾病発生時における建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制については、「「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について」（令和4年12月27日付け4消安第5299号）及び「建設業における労働基準法第33条第1項又は第139条第1項の対象となる業務について」（令和5年12月27日付け5消安第5696号）の内容を踏まえ、関係事業者と連携の上、適切に対応すること。

（２）作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

防疫作業時は、多数の作業者が農場及び家きん舎に入るため、作業により舞った塵埃^{じんあい}を介した周辺農場への感染拡大、発生農場から逃げ出したねずみ等小動物を介した感染拡大の可能性も否定できないことから、特に家きん農場の集中地域における発生については、以下の取組を指導又は実施すること。なお、発生状況等に応じて、防疫作業に伴う病原体拡散防止対策を実施することは、殺処分^{ころしぶん}の速さより優先される場合があることに留意すること。

- ①家きん舎内の塵埃^{じんあい}が排気により舎外へ拡散することを防止する取組
- ②家きんの舎外への持出しによる羽毛の拡散を防止するため、殺処分及び死体の袋詰めを可能な限り家きん舎内で行った後に、消毒をする等した上で持ち出す取組
- ③ねずみ等小動物を介したウイルスの拡散を防ぐ取組
- ④公道上における防疫措置に係る人や物資の輸送ルートと、周辺農場への資材の輸送ルートの交差を極力避ける取組

以上